

栃木医療センターは

『働き方改革』

を実践します。

長時間労働による健康被害が問題提起され、医療職においても『働き方改革』が指導されています。この一環として、当院では、医師による病状説明等は、**原則として、平日時間内（8:30～17:15）**に行うこととしました。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、緊急時や止むを得ない場合はこの限りではありません。

栃木医療センター 院長